

- ◆「習志野市基本構想」は、目指すべきまちの姿である将来都市像や将来都市像を実現するためのベース、まちづくりの方向性等を示すものです。
- ◆本文については、令和7年習志野市議会第3回定例会での議決を得て決定しておりますが、今後、写真・イラストの挿入など、デザイン性(フォント・色・図)に関して校正を行い、令和7年度末に最終版とする予定です。

習志野市基本構想

習志野市基本構想 目次

＜習志野市基本構想＞.....	3
Ⅰ 将来都市像.....	3
Ⅱ まちづくりの基本的な考え方	5
Ⅲ 都市空間形成の基本的な考え方	5
Ⅳ 将来都市像を実現するための3つのピース.....	6
【第1章】 いつまでも住み続けたい「まち」.....	7
【第2章】 育み学び健康で笑顔輝く「ひと」.....	8
【第3章】 すべてのが協和し充実する「活動」.....	9
Ⅴ 市政経営の基本方針	10

<習志野市基本構想>

習志野市基本構想は、本市の基本理念である「文教住宅都市憲章」に次いで、本市のあらゆる計画の最上位に位置付けられる計画で、習志野市が目指すべきまちの姿である将来都市像や、将来都市像を実現するための要素（ピース）、まちづくりの基本的な考え方等を明らかにするとともに、市民と市が一体となってまちづくりを推進していくための方針となるものです。

I 将来都市像

本市は一貫して住民福祉の向上を目指し、住民自治・市民協働によるまちづくりを推進してきました。昭和 45（1970）年には「文教住宅都市憲章」を制定し、本市不変のまちづくりの基本理念として今日まで受け継がれています。

一方、時代の移り変わりとともに社会情勢や都市空間は変化しており、また、住民ニーズや、行政課題の多様化・個別化等、あらゆる分野において多種多様な課題が顕在化してきました。これらをしっかり受け止め、進むべき道を判断しながらまちづくりを展開することが求められる中、これまでもこれからも文教住宅都市憲章に則り、時代の変化に対応した持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

今、本市を取り巻く社会情勢は、様々な面で新たな局面を迎えています。総人口は令和 17（2035）年頃にピークを迎えた後、減少していくと予測されており、今後は高齢者の増加と生産年齢人口の減少による社会保障費の増大や働き手の不足、経済の縮小など、**人口構造の変化への対応**が求められます。

加えて、都市機能や行政サービス、インフラ施設の維持管理、空き家・空き地の増加への対応など、**まちの魅力や付加価値の向上による良質な市街地の維持・形成**に努めるとともに、**誰もがいつまでも安全・安心で快適に暮らせるまち**として、自然災害や犯罪、交通事故等のリスク、地球温暖化等の環境負荷の軽減に引き続き取り組むことが不可欠です。

また、**地域経済の活力の維持・増進**を図るため、各地域の商店と大型店等の共存・共栄を図りつつ、多様化する消費者ニーズに対応した新しい産業の創造・育成や最先端のテクノロジーの活用等を促進することが必要です。

このような変化の中、すべての人がこれまで以上に活躍できるまちづくりを推進するため、あらゆる違いを認め合い、お互いの人権を尊重し積極的に活かしていく、多様性（ダイバーシティ）に対する理解と浸透に努めながら、**誰もが生涯にわたって人とつながり、いきいきと暮らせる地域共生社会¹・多文化共生社会²の実現**に取り組むことが重要です。

今後、さらに多様化・個別化していくと予想される様々な課題の解決に向け、文教住宅都市憲章の理念に則り、習志野市に住み・学び・働き・関係する人たちが、それぞれの個性や能力を発揮し、コンパクトなまちの強みを磨き上げ、より結束した都市を実現するため、みんなで考え、手を携えて行動していかなければなりません。

そこで、習志野市が目指すべきまちの姿（将来都市像）を、次のとおり決めました。

『多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野』

¹ 制度・分野ごとのあらゆる「役割」の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

² 国籍や民族などの社会的文化的な背景の異なる人々が、互いの違いを認め、対等な関係の中で共に生きていく社会。

【多彩で豊かな交流が広がる】

これまでも市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現を果たし、あらゆる主体を互いに認め、理解し合いながら、みんながやさしさでつながり続けてきました。

今後も全国的な人口構造の変化を受け入れ、様々な取組を前に進め、連携・協働して未来を目指す姿勢を明確にし、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、本市は常に未来を見据え、これまで以上に幅広い立場や主体がともに考え、手を携え、認め合い、尊重し合い、『多彩で』『豊かな』活動を行い、永続的に『交流』し、いきいきと暮らし、『広く』活躍できる仕組を構築し、まち全体を発展させていきます。

基本構想の計画期間は、

令和 8(2026)年度から令和 23(2041)年度までの
16 年間とします。

イラスト・写真

Ⅱ まちづくりの基本的な考え方

◆「多彩で豊かな交流」を培います

人や資源が、世代や分野を超えてつながり、幾度も交流することで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい理解し合い、平和への願いとともに心のバリアフリーを体現しながら、地域をみんなで創っていく地域共生社会・多文化共生社会を推進します。

◆「交流が広がるまち」を育みます

本市に関係するすべての人が夢や希望に向かって、やりたいことをアクティブに行動できるまちづくりに取り組み、躍動し、進化し、発展できる、活動の舞台「グランドステージ」になることを目指します。

Ⅲ 都市空間形成の基本的な考え方

◆コンパクトな生活圏の維持と形成

住居、医療・福祉施設や商業施設等の生活利便施設が集約された都市構造、そして、都心や成田空港、羽田空港などへの優れた交通アクセスを有する本市の強みを活かすとともに、各地域の特性や課題を踏まえた中で、良質な住宅都市としてのポテンシャルを最大限に引き出す、コンパクトで住みやすい生活圏の維持・形成を図ります。

◆中心市街地の求心力向上

本市の表玄関である JR 津田沼駅・新津田沼駅周辺地域について、市内外からの多くの来街者を魅了する中心市街地としての求心力をさらに高めていけるよう、居心地が良く誰もが歩きまわりたくなる「ウォーカブルな」都市空間の形成に合わせて、エリア全体の価値を高めます。

◆新習志野駅勢圏の活性化

住宅地における世代構成の平準化を意識し、多様な世代の居住を促す既存の共同住宅ストックの再生、JR 新習志野駅周辺の土地の高度利用など、現在の良い住環境と産業環境を維持・保全しつつ、活性化に向けた土地利用の促進を図ります。

◆自然景観を活用した魅力の創出

本市の特徴の一つである谷津干潟をはじめとする市内各所にある水と緑の豊かな自然環境を将来にわたって大切に守り活かしながら、公園や海岸の新たな活用等に取り組み、人と自然の共生空間の維持・形成を図りつつ、市内外からの回遊や訪問を想定した地域の活性化と魅力を創出します。

Ⅳ 将来都市像を実現するための3つのピース

将来都市像の実現に向けて、

【いつまでも住みたい「まち」】、

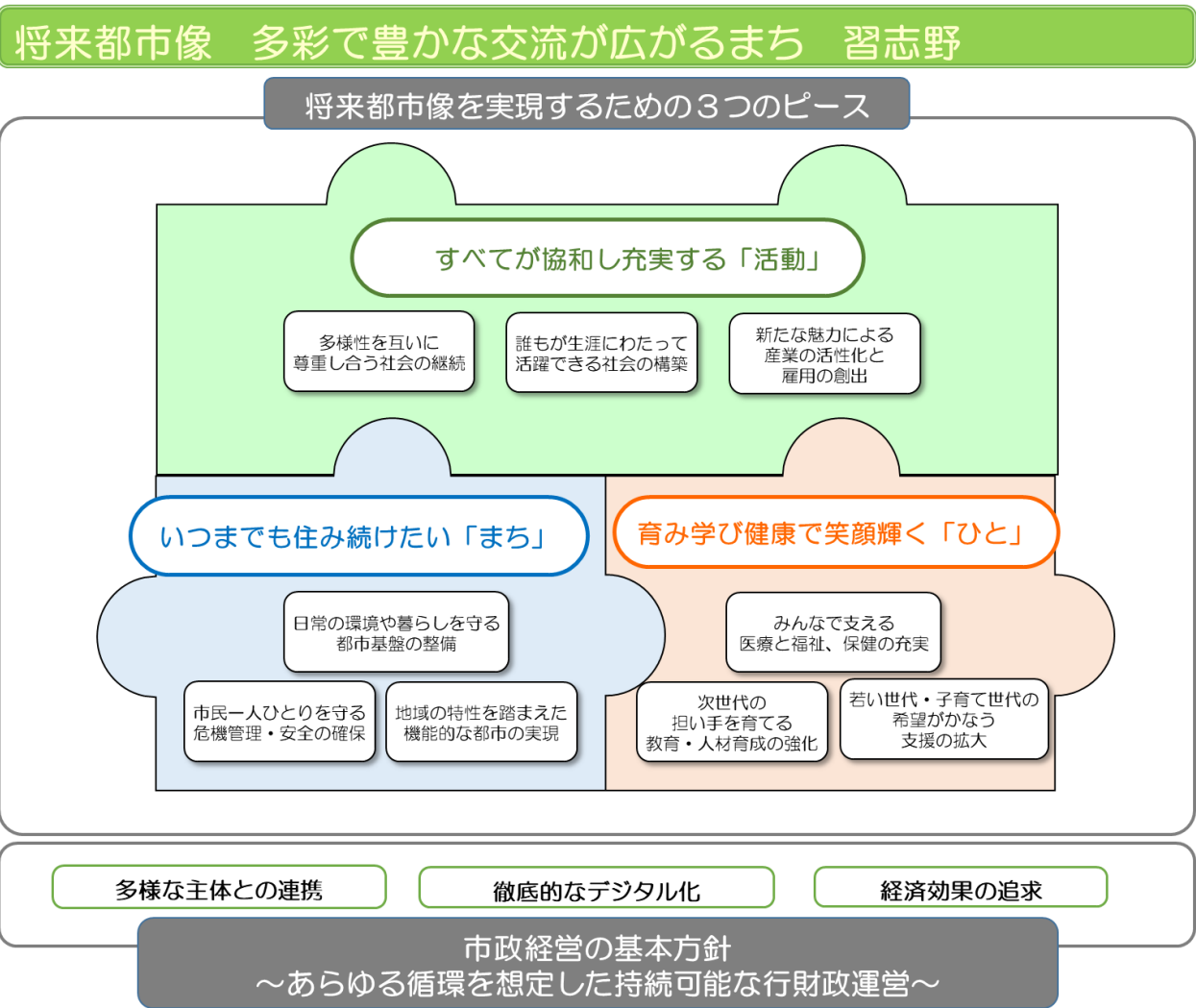
【育み学び健康で笑顔輝く「ひと」】、

【すべてが協和し充実する「活動」】

を3つのピースとして掲げます。

まちづくりの根幹を成す「まち」と「ひと」、そしてそれらから生み出される「活動」は、相互作用に深く根差しています。

これらが密接に関連し合い、循環することにより、将来都市像に掲げた、「多彩」かつ「豊か」な「交流」が「広がる」まちの実現を目指します。



【第1章】いつまでも住み続けたい「まち」

すべての市民が便利で充実した暮らしができるまちを目指し、都市基盤の計画的な整備と適切な維持管理に取り組むとともに、循環型社会や脱炭素社会の実現に向けた活動など、環境にやさしいまちづくりを推進し、暮らしにゆとりと豊かさをもたらします。

また、ハード面とソフト面の両面から防災・危機管理体制や防犯、交通安全対策の強化を図ります。

さらに、都市機能の最適配置や新しいまちづくりに取り組むとともに、居住や産業等の都市機能と自然環境がバランス良く調和した土地利用を進め、まちの魅力や可能性を最大限に高めます。

<まちづくりの方向性>

第1節 日常の環境や暮らしを守る都市基盤の整備

- ◆ 各地域の実態を踏まえた道路や上下水道、ガス、公園などの都市基盤の計画的な整備を進めるとともに、整備した施設を長期的に適切に維持管理することで、市民が安全で快適に暮らせる環境を守ります。
- ◆ 公園、緑地、街路空間、海岸など市内にある様々な自然やオープンスペースを柔軟に活用し、まちの魅力と居心地のよい空間を創出します。
- ◆ 持続可能な社会の実現のために、様々な機会を捉え、地球環境に配慮した行動を広めるための普及・啓発活動を行い、市民や事業者の意識の向上を図り、市・市民・事業者等が一体となって循環型社会や脱炭素社会の実現に向けた活動に取り組みます。
- ◆ 本市ならではの豊かな住環境を守り育むために、市内の貴重な自然環境を大切に守り、次世代へ引き継いでいきます。

第2節 市民一人ひとりを守る危機管理・安全の確保

- ◆ いつ、どこで発生するのか予測が困難な地震や豪雨などの自然災害及び感染症の感染拡大など、市民の安全・安心を脅かす様々なリスクから市民の貴重な生命や財産を守るため、防災・危機管理体制をハード面とソフト面の両面から強化します。
 - ◆ 一人ひとりのライフステージに応じた段階的かつ体系的な防犯知識の習得を推進し、市民の防犯意識の向上を図るとともに、地域の防犯体制を強化します。
- また、交通安全教育を推進するとともに、交通事故の発生場所や形態、原因等に応じた交通安全対策に取り組めます。

第3節 地域の特性を踏まえた機能的な都市の実現

- ◆ 市民の日常を支える生活サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、コンパクトな市街地の維持・形成を図り、地域の課題に応じた都市機能を最適に配置します。
- ◆ それぞれの地域の特性を踏まえ、市街地の再開発や土地区画整理事業などによる新市街地の整備や新習志野駅勢圏の土地活用など、土地利用の促進も含めた新しいまちづくりに取り組みます。
- ◆ 施設や設備の老朽化が進んでいる共同住宅など、まちの再生に取り組み、地域の活力の維持、増進を図ります。
- ◆ 地域の交通需要に合った移動手段の確保や公共交通との連携を強化し、誰もが便利に生活できる環境を整えます。

【第2章】 育み学び健康で笑顔輝く「ひと」

生涯にわたって健康で元気に暮らし続けることができるよう、医療と福祉、保健の充実を図ります。

また、こども・若者が持つ可能性を最大限に引き出し、自らの夢や希望を実現できるよう、教育、学習環境や人材育成の拡充を図るとともに、誰もが子育てをしやすい環境を整え、支援体制を強化します。

さらに、市民一人ひとりが互いに支え合いながら、未来を担うこども・若者から高齢者まで、すべての世代が輝き、躍動するまちを実現します。

<まちづくりの方向性>

第1節 みんなで支える医療と福祉、保健の充実

- ◆ 市民が自分自身の健康づくりに積極的に取り組めるよう、ボランティア、関係機関と連携して環境の整備に取り組むとともに、健康教育や相談の機会の提供、各種健康診査・検診の充実、保健・医療サービスの提供体制の強化など、きめ細やかな支援を実施します。
- ◆ すべての市民が生涯にわたって元気に過ごせるよう、からだ・心・歯の健康づくりや、介護予防、認知症予防に力を入れ、健康寿命の延伸を目指します。
- ◆ 医療機関や福祉施設、地域住民、市が連携して、支援が必要な人たちを地域全体で支え合い、助け合える環境づくりを推進します。

第2節 次世代の担い手を育てる教育・人材育成の強化

- ◆ 急速に変化する社会の中で、次世代を担うこども・若者が自分らしい生き方を見つけ、充実した人生を送るために、一人ひとりの個性を大切にするとともに、自分の可能性を信じ、未来に希望を持てるような教育環境や人材育成を拡充するとともに、本市への愛着を育みます。
- ◆ こども・若者が、自分らしく心身ともに健やかに成長できるよう、学校、家庭、地域社会が一体となって支える体制を強化し、学びの場だけでなく心のケアの支援を充実させます。

第3節 若い世代・子育て世代の希望がかなう支援の拡大

- ◆ 若い世代や子育て世代に対して、一人ひとりのニーズに的確に応える支援サービスの量的、質的な充実を図り、きめ細かなサポートを提供します。
- ◆ こどもの成長や家族のライフステージに合わせた効果的な情報提供や各種相談体制を整え、保護者に寄り添い、関係機関と連携しながら解決に導く体制を強化します。
- ◆ 働き方をめぐる環境が変化している中、多様な保育サービスをより一層充実させるとともに、これを支える保育人材の安定確保や定着化を図ります。

【第3章】すべてが協和し充実する「活動」

地域の中で国籍、人種、性別、年齢、障がいの有無等に関係なく、平和を願いつつ市民同士がつながり、協力し合い、自分らしく暮らせるまちづくりを進めます。

また、様々な世代や立場の市民が主体的に学べる環境の充実や社会参加の機会拡大を図ります。

さらに、新たな時代に対応した地域産業の振興を積極的に支援し活性化を図るとともに、地元での雇用創出と若者の定住促進を目指します。

<まちづくりの方向性>

第1節 多様性を互いに尊重し合う社会の継続

- ◆ 家庭・学校・職場・地域社会などあらゆる場面において、国籍や人種、性別、年齢、障がいの有無等にとらわれず、すべての市民がお互いの多様な考え方や価値観を認め合い尊重することで、平和で誰もが自分らしくいきいきと活躍できる社会の実現を図ります。
- ◆ 今後の人口減少社会において、地域社会の活力の維持・増進を図る上で担い手となり得る外国人にも住みやすいまちとなるよう、学ぶ、住む、働く、家族を形成するなど、こどもから大人まで外国人一人ひとりのライフサイクルに応じた面的な施策を実施します。

第2節 誰もが生涯にわたって活躍できる社会の構築

- ◆ 誰もがいつまでも安心して働ける職場環境の整備や、地域社会で積極的に活動・交流できる機会や場の提供など、生涯を通じて自分の能力を発揮し、社会で活躍できる環境づくりを推進します。
- ◆ 生涯にわたって生きがいを持ち続け、いきいきと豊かな生活を送ることができるよう、市民のニーズに応じた多様な分野における学びのきっかけづくりや、それぞれの興味、関心やライフスタイルに応じて、自ら学び、成果を発揮する機会や場の提供、文化・芸術・スポーツに親しみ、活動できる環境の充実を図ります。

第3節 新たな魅力による産業の活性化と雇用の創出

- ◆ 時代の変化や多様化する消費者ニーズに対応した商業の振興を図るとともに、最先端のテクノロジーを活用した生産性の向上や、新製品・サービスの開発に対する支援を強化します。
また、本市産業の中心的な存在である中小企業や小規模事業者が抱える様々な課題に対応した柔軟かつ継続的な支援に取り組みます。
- ◆ 中小企業の支援等による市内産業の強化により、新たな雇用創出に繋げるとともに、優れた交通アクセスを活かした良質な就業環境の創出と確保を図り、若者の定住を促進します。
また、すべての人が生きがいを持っていきいきと安心して働くことができるよう、良好な雇用・就労の環境づくりを進めます。
- ◆ 各地域の商店と大型店等の共存・共栄を図りつつ、回遊性の向上や店舗同士の連携、イベントの開催等を通じた市民参加による地域産業の活力の創出を図ります。
- ◆ 限られた農地を効率的に活用し、農業従事者が安心して営農できるよう支援します。

V 市政経営の基本方針

将来都市像の実現に向けて、施策や事業を進めるために共通して踏まえるべき事項として、市政経営の基本方針を以下のとおり定めます。

「あらゆる循環を想定した持続可能な行財政運営」

本市に関係するすべての施策や事業は、それぞれが主体的に動いていますが、それらが相互に作用して経済的な効果を生み出し、様々な形で本市に還ってくることを深く認識し、将来にわたる持続可能で安定的な行財政運営を目指し、次に掲げる内容を踏まえた行政マネジメントを推進します。

【多様な主体との連携】

NPO、ボランティア活動団体、企業、学校、町会、自治会などと互いに連携、協力し、適切な役割分担と責任に基づき、公共サービスを担い合う「協働」によるまちづくりを、これまで以上に推進します。

その上で、本市がプラットフォームとしての役割を果たし、各主体が持っている情報・知識の共有や円滑なコミュニケーションが行える環境づくり、長期的な視点で課題を解決するための持続可能な体制を構築し、地域の強みを活かしたまちづくりを進めます。

【徹底的なデジタル化】

デジタル技術の活用を徹底的に進め、業務の効率化と財源や職員など限りある行政の経営資源を最適に配分することで、利便性の向上や個別のケースに応じた必要な市民サービスの充実を図るとともに、市民のあらゆるニーズに迅速かつ柔軟に対応します。

なお、デジタルに不安を抱える市民のサポートを強化するなど、すべての市民が安心して利用できる環境をつくり、デジタル技術の活用による格差をなくすことを目指します。

【経済効果の追求】

あらゆる場面において、経済循環を念頭に最大の効果を得られるよう、行財政改革や時代に適合した市民サービスを提供できるようにするための効率的、効果的な公共施設の再生、再配置、職員の労働環境の整備や働き方改革などを引き続き実施するだけでなく、広域的な連携など、固定観念や前例にとらわれず、新しい視点や発想を行財政運営に積極的に取り入れます。